

第 2 号 議 案

平成 2 9 年 4 月 2 5 日

任 用 給 与 課

平成 2 9 年職種別民間給与実態調査の実施について

このことについて、下記のとおり実施する。

記

1 調査の目的

地方公務員法第 8 条（給与制度の研究等）、第 1 4 条（情勢適応の原則）、第 2 4 条（給与における民間その他との均衡の原則等）及び第 2 6 条（給料表に関する報告及び勧告）の規定の趣旨に基づき、都職員の給与を民間従業員の給与と比較検討するための基礎資料の作成を目的とする。

2 調査期間

平成 2 9 年 5 月 1 日（月曜日）から 6 月 1 6 日（金曜日）までの 4 7 日間

3 調査対象

- （1）地 域 東京都内
- （2）事業所 企業規模 5 0 人以上で、かつ、事業所規模 5 0 人以上の事業所
（平成 2 9 年 4 月現在）
- （3）従業員
 - ① 常勤の従業員（パート・嘱託等は除く。）
 - ② 再雇用者（定年退職後、同一企業に雇用された再雇用者又はグループ企業からの再雇用者）※定年が 60 歳の企業に限る。
- （4）産 業 日本標準産業分類で指定するもの 1 8 産業（別紙のとおり）
- （5）職 種 公務と類似すると認められる職種 7 6 職種（別紙のとおり）

4 調査の方法

東京都人事委員会、人事院、特別区人事委員会等が共同で調査を行う。
調査員は、事業所を訪問し、人事・給与事務担当者に面接して調査する。

5 調査内容

(1) 事業所単位で調査する事項

① 事業所に関する事項

事業所名、所在地、事業内容、本店・支店の別、企業全体の常勤従業員数、事業所の常勤従業員数及び調査指定職種別従業員数

② 給与等に関する事項

ア きまって支給する給与の支給従業員数及び支給総額

イ 賞与及び臨時給与の支給従業員数及び支給総額

ウ 本年の採用状況

(2) 企業単位で調査する事項

ア 本年の給与改定及び賞与の支給の状況等

イ 住宅手当の支給状況等

ウ 時間外労働の割増賃金率の状況

エ 家族手当の支給状況

オ 定年退職後の継続雇用制度等の状況

(3) 従業員別に調査する事項

① 初任給関係（学歴、採用者数及び初任給月額）

② 本年4月における給与月額（職種、年齢、学歴、性、給与総額、時間外手当額及び通勤手当額）

6 調査事業所数等（都内）

	平成29年	平成28年
母集団事業所数 ※標本抽出時	10,887 事業所	10,626 事業所
調査事業所数 (抽出率)	1,230 事業所 (11.3%)	1,201 事業所 (11.3%)

【参考】前年度調査結果

調査事業所数 1,201所（調査完了857所、調査未了344所）

調査対象について

調査対象	産業	○ 日本標準産業分類（大分類）【18産業】 ①農業、林業 ②漁業 ③鉱業、採石業、砂利採取業 ④建設業 ⑤製造業 ⑥電気・ガス・熱供給・水道業 ⑦情報通信業 ⑧運輸業、郵便業 ⑨卸売業、小売業 ⑩金融業、保険業 ⑪不動産業、物品賃貸業 ⑫学術研究、専門・技術サービス業 ⑬宿泊業、飲食サービス業 ⑭生活関連サービス業、娯楽業 ⑮教育、学習支援業 ⑯医療、福祉 ⑰複合サービス事業 ⑱サービス業（中分類の宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）
	職種	① 初任給関係職種【18職種】 新卒事務員（大学卒、短大卒、高校卒）、 新卒技術者（大学卒、短大卒、高校卒）、 新卒研究員（大学卒）、新卒研究補助員（短大卒、高校卒）、 準新卒医師、準新卒薬剤師、準新卒診療放射線技師、新卒栄養士、 準新卒看護師、準新卒准看護師、新卒大学助教（大学卒）、 新卒高等学校教諭（大学卒）、新卒船員（海上技術学校卒） ② 事務関係職種【8職種】 支店長、事務部長、事務部次長、事務課長、事務課長代理、事務係長、 事務主任、事務係員 ③ 技術関係職種【8職種】 工場長、技術部長、技術部次長、技術課長、技術課長代理、技術係長、 技術主任、技術係員 ④ 技能・労務関係職種【4職種】 電話交換手、自家用乗用自動車運転手、守衛、用務員 ⑤ 海事関係職種【8職種】 船長・機関長、一等航海士・機関士、二等航海士・機関士、 三等航海士・機関士、運航士、甲板長・操機長、甲板手・操機手、 甲板員・機関員 ⑥ 教育関係職種【8職種】 大学学長・副学長・学部長、大学教授、大学准教授、大学講師、 大学助教、高等学校校長、高等学校教頭、高等学校教諭 ⑦ 研究関係職種【6職種】 研究所長、研究部(課)長、研究室(係)長、主任研究員、研究員、研究補助員 ⑧ 医療関係職種【16職種】 病院長、副院長、医科長、医師、歯科医師、薬局長、薬剤師、 診療放射線技師、臨床検査技師、栄養士、理学療法士、作業療法士、 総看護師長、看護師長、看護師、准看護師 （計76職種）

給与勧告の手順

